



三重県公報

平成20年8月29日（金）

第 2014 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
68	三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を改正する規則	(勤労・雇用支援室)	2
告 示			
529	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興室)	5
530	同件	(同)	5
531	同件	(同)	6
532	同件	(同)	7
533	同件	(同)	8
534	同件	(同)	10
535	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	11
536	特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	12
537	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(維持管理室)	13
538	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	14
539	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	14
議 会 訓 令			
5	三重県議会事務局規程の一部を改正する訓令	(県議会)	14
6	三重県政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する訓令	(同)	15
公 告			
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(男女共同参画・NPO室)	15
	土地改良区役員の退任の届出	(農地調整室)	15
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(同)	15
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地室)	16
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発室)	16
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(病院事業庁)	17
	同件	(同)	20
	同件	(同)	22

規 則

三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十年八月二十九日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県規則第六十八号

三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を改正する規則

三重県立職業能力開発施設条例施行規則(昭和三十五年三重県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。
第五条第一項中「第二号から第四号まで」を「第三号から第五号まで」に改め、同項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「第二号様式」を「第三号様式」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

一 収入証紙納付書(第二号様式)

第五条第二項第一号を次のように改める。

一 短期課程受講希望者調査票兼申請書(第四号様式)

第五条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第八条を次のように改める。

(誓約書等)

第八条 入校を許可された者は、保護者又は保証人連署の上、誓約書(第五号様式)を校長に提出しなければならない。

- 2 前項の保護者とは、親権を行う者又は未成年後見人をいう。
3 保護者が県外に居住するとき、保護者に特別の理由があると校長が認めるとき又は入校を許可された者が成年者であるときは、県内に居住する成年者であつて独立の生計を営む者を保証人として定めるものとする。
4 技術学校に在籍する者(以下「生徒」という。)の保護者又は保証人が、死亡等により保護者又は保証人となることができなくなつたときは、改めてこれを定め、速やかに誓約書を校長に提出しなければならない。
5 保護者又は保証人は、その住所又は氏名を変更したときは、速やかに校長に届け出なければならない。

第十条第一項中「保証人」を「保護者又は保証人」に、「第五号様式」を「第六号様式」に改める。

第十六条中「第六号様式」を「第七号様式」に改める。

第一号様式中「三 県 立 津 高 専 技 術 学 校 様 式」を「三 重 県 立 津 高 専 技 術 学 校 様 式」に、

「 本人
〒□□□-□□□□
現住所 (電話番号)
氏名
生年月日
を
保証人(保護者)
〒□□□-□□□□
現住所 (電話番号)
氏名
」

「 本人
〒□□□-□□□□
現住所 (電話番号)
氏名
生年月日
に改める。

保護者又は保証人

〒□□□□-□□□□

現住所

(電話番号)

氏名

㊟

」

様式を添付する。

様式に「三重県立津高等技術学校長 様」を「三重県立津高等技術学校長 へて」と「保証人氏名」を「保護者又は保証人氏名」と改め、様式を添付する。

様式に「三重県立津高等技術学校長 様」を「三重県立津高等技術学校長 へて」と「貴校に入校のう

えは、」を「私は、津高等技術学校の」と「現住所 本人」を「本人 現住所 氏名」

㊟」を「現住所 保証人

㊟」を「保護者又は保証人 現住所 氏名

㊟」を改め、様式を添付す

様式する。

様式に「短期課程受講希望調査票兼申請書」を「短期課程受講希望者調査票兼申請書」と「三重県立津高等技術学校長 様」を「三重県立津高等技術学校長 へて」と

「 生年月日 昭和 平成 年 月 日生 」を「 生年月日 年 月 日生 」

「住所」を「現住所」と改め、様式を添付する。

第1号様式に「三重県立津高等技術学校長 様」を「三重県立津高等技術学校長 へて」と改め、様式を第11号様式とする。

第1号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式（第5条関係）

収 入 証 紙 納 付 書

申請等の年月日	年 月 日	
使用料等の名称	津高等技術学校 入校選抜手数料	
使用料等の金額	2, 200円	
収入証紙はり付欄		
納入者	現住所	
	氏名	

- 備考 1 収入証紙は、納入者において消印しないこと。
2 1件ごとに別紙とすること。
3 収入証紙は、高額証紙を使用し、枚数をなるべく少なくすること。

陸 副

川の親副だ、公報の日から発行する。

告 示

三重県告示第 529 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあつては代表者の氏名 2 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 意見の対象となる周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県農水商工部商工振興室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 20 年 8 月 29 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
Honda Cars 三重北 鈴鹿道伯店
鈴鹿市道伯町鉄初 2554 外 6 筆
- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
変更前 2 箇所
変更後 3 箇所
- 3 変更する年月日
平成 20 年 10 月 16 日
- 4 変更理由
来客者の利便性の向上のため
- 5 届出の日
平成 20 年 8 月 19 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県農水商工部商工振興室
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
平成 20 年 8 月 29 日から平成 21 年 1 月 5 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 530 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあつては代表者の氏名 2 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 意見の対象となる周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県農水商工部商工振興室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 20 年 8 月 29 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 フレスポ鈴鹿Aゾーン
 鈴鹿市住吉町字谷口 8922 外 10 筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

	名称	所在地
変更前	(仮称) フレスポ鈴鹿Aゾーン	鈴鹿市住吉町字谷口 8922 外 10 筆
変更後	フレスポ鈴鹿Aゾーン	同上

- (2) 大規模小売店舗を設置する者及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	氏名又は名称	住所	代表者の氏名
変更前	大和リース株式会社	大阪府大阪市中央区農人橋 2 丁目 1 番 36 号ピップビル	梶本 六夫
変更後	同上	同上	森田 俊作

3 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
-
- 平成 20 年 8 月 8 日

- (2) 大規模小売店舗を設置する者及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
-
- 平成 20 年 4 月 1 日

4 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
-
- 店舗名称変更のため

- (2) 大規模小売店舗を設置する者及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
-
- 取締役社長交代のため

5 届出の日

平成 20 年 8 月 15 日

6 届出等の縦覧場所

三重県農水商工部商工振興室

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 20 年 8 月 29 日から平成 21 年 1 月 5 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 531 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあっては代表者の氏名 2 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 意見の対象となる周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県農水商工部商工振興室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 20 年 8 月 29 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 フレスポ鈴鹿Bゾーン
 鈴鹿市住吉町字谷口 8946 外 9 筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

	名称	所在地
変更前	(仮称) フレスポ鈴鹿Bゾーン	鈴鹿市住吉町字谷口 8946 外 9 筆
変更後	フレスポ鈴鹿Bゾーン	同上

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	氏名又は名称	住所	代表者の氏名
変更前	大和リース株式会社	大阪府大阪市中央区農人橋 2 丁目 1 番 36 号ピップビル	梶本 六夫
変更後	同上	同上	森田 俊作

3 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

平成 20 年 8 月 8 日

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成 20 年 4 月 1 日

4 変更する理由

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

店舗名称変更のため

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

取締役社長交代のため

5 届出の日

平成 20 年 8 月 15 日

6 届出等の縦覧場所

三重県農水商工部商工振興室

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 20 年 8 月 29 日から平成 21 年 1 月 5 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 532 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあっては代表者の氏名 2 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 意見の対象となる周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県農水商工部商工振興室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 20 年 8 月 29 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユーストア赤尾店

桑名市赤尾台 7 丁目 1 番地

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ユーストア	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	松田邦男
株式会社インディード	愛知県名古屋市中区熱田区四番二丁目 14 番 25 号	山中恭弘
カネ美食品株式会社	愛知県名古屋市中区中坪町 90 番地	古田克美

有限会社伊徳	愛知県名古屋港区宝神一丁目 49 番	伊豆田幸久
フジパンストアー株式会社	愛知県名古屋瑞穂区松園町一丁目 50 番地	高木和巳
株式会社水谷健康堂薬局	桑名市大字太夫 134-3	水谷邦彦
株式会社富士通パーソナルズ	東京都千代田区神田須田町 2 丁目 6 番地 6	長瀬井秀
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕 2 丁目 38 番地	河合宏光
株式会社マスオカメラ	桑名市馬道 1 丁目 48 番地 2	鈴木英雄

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ユーストア	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	松田邦男
株式会社インディード	愛知県名古屋熱田区四番二丁目 14 番 25 号	山中恭弘
カネ美食品株式会社	愛知県名古屋市天白区中坪町 90 番地	古田克美
株式会社水谷健康堂薬局	桑名市大字太夫 134-3	水谷邦彦
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕 2 丁目 38 番地	河合宏光
株式会社マスオカメラ	桑名市馬道 1 丁目 48 番地 2	鈴木英雄

- 3 変更年月日
平成 20 年 8 月 20 日
- 4 変更する理由
小売業者の変更のため
- 5 届出の日
平成 20 年 8 月 20 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県農水商工部商工振興室
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
平成 20 年 8 月 29 日から平成 21 年 1 月 5 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 533 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあつては代表者の氏名 2 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 意見の対象となる周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県農水商工部商工振興室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 20 年 8 月 29 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユーストア星川店
桑名市大字星川字十二 835 外 34 筆
- 2 変更事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

	名称	住所	代表者の氏名
変更前	株式会社ユーストア	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	花井靖男
変更後	同上	同上	松田邦男

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ユーストア	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	花井靖男
伊藤 修平	桑名市大字星川字十二 835	伊藤修平
カネ美食品株式会社	愛知県名古屋市中天白区中坪町 90 番地	三輪亮治
有限会社伊徳	愛知県名古屋港区宝神一丁目 49 番	伊豆田幸久
株式会社三崎屋	桑名市大字矢田 98 番地の 36	三崎俊夫
三井食品工業株式会社	愛知県一宮市三ツ井 1 丁目 10 番 8 号	岩田世起夫
株式会社レアールパスカバーカリーズ	愛知県名古屋市中東区白壁五丁目 3 番地	澁谷雅義
株式会社水谷健康堂薬局	桑名市大字太夫 134-3	水谷邦彦
有限会社いずみや化粧品店	桑名市桑栄町 1 番地	大山義寿
種村 勝三	いなべ市員弁町北金井 1478-1	種村勝三
株式会社スイートガーデン	京都府久世郡久御山町大字佐山小字双栗 37 番地の 1	山本悟
株式会社川スミ	桑名市大字星川字十二 842 番地 8	川澄一夫
寿司御殿	愛知県名古屋市中天白区中坪町 90 番地	三輪亮治
株式会社 55 ステーション	東京都港区赤坂 7 丁目 10 番 20 号	平尾茂一
株式会社総本家貝新	桑名市大字小貝須 1555 番地	水谷新左衛門
株式会社桑名百貨店	桑名市三ツ矢橋 20 番地	早川昇志
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濶 2 丁目 38 番地	河合宏光
株式会社たけうち	兵庫県赤穂市加里屋 2164-28	竹内實
株式会社三洋堂書店	愛知県名古屋市中区川名山町一丁目 74	加藤和裕

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ユーストア	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	松田邦男
伊藤 修平	桑名市大字星川字十二 835	伊藤修平
カネ美食品株式会社	愛知県名古屋市中天白区中坪町 90 番地	古田克美
有限会社伊徳	愛知県名古屋港区宝神一丁目 49 番	伊豆田幸久
株式会社三崎屋	桑名市大字矢田 98 番地の 36	三崎武裕
三井食品工業株式会社	愛知県一宮市三ツ井 1 丁目 10 番 8 号	岩田孝逸
有限会社プレッショナル	愛知県稲沢市西溝口町南郷 8 番地の 1	佐藤真弘
株式会社水谷健康堂薬局	桑名市大字太夫 134-3	水谷邦彦
大山 裕子	桑名市大字星川字十二 835	大山裕子
種村 勝三	いなべ市員弁町北金井 1478-1	種村勝三
株式会社スイートガーデン	京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566 番地 1	小池和則
株式会社川スミ	桑名市大字大仲新田字新井水下 67 番地 3	川澄一夫
株式会社総本家貝新	桑名市大字小貝須 1555 番地	水谷新左衛門
株式会社桑名百貨店	桑名市三ツ矢橋 20 番地	早川昇志
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濶 2 丁目 38 番地	河合宏光
株式会社三洋堂書店	愛知県名古屋市中区瑞穂区新開町 18 番 22 号	加藤和裕

3 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成 18 年 2 月 21 日

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成 20 年 8 月 20 日
- 4 変更する理由
設置者の代表者変更及び小売業者の変更のため
- 5 届出の日
平成 20 年 8 月 20 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県農水商工部商工振興室
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
平成 20 年 8 月 29 日から平成 21 年 1 月 5 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 534 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあっては代表者の氏名 2 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 意見の対象となる周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県農水商工部商工振興室に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 20 年 8 月 29 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユーストア久保田店
四日市市久保田 1 丁目 3 番 25 号 外 22 筆
- 2 変更事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	名称	住所	代表者の氏名
変更前	株式会社ユーストア	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	花井靖男
変更後	同上	同上	松田邦男

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ユーストア	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	花井靖男
株式会社インディード	愛知県名古屋市中村区大塚一丁目 5 番 6 号	山中恭弘
カネ美食品株式会社	愛知県名古屋市中村区中坪町 90 番地	三輪亮治
日本ハム株式会社	大阪府大阪市中央区南本町 3 丁目 6 番 14 号	藤井良清
株式会社三崎屋	桑名市大字矢田 98 番地の 36	三崎俊夫
三井食品工業株式会社	愛知県一宮市三ツ井 1 丁目 10 番 8 号	岩田世起夫
有限会社早川	四日市市久保田 1 丁目 3 番 25 号	早川誠
株式会社スイートガーデン	京都府久世郡久御山町大字佐山小字双栗 37 番地の 1	山本悟
谷崎憲司	四日市市山崎町 1128 番地 32	谷崎憲司
株式会社アイドマ	桑名市星川 853-1	中西孝一
有限会社タイセー	桑名市大字星川 1031 番地の 9	浅野晃郎
株式会社ペグ	愛知県名古屋市中村区亀島一丁目 1 番 1 号	渡辺道久
服部 八郎	四日市市諏訪栄町 1-9	服部八郎

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ユーストア	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	松田邦男
株式会社インディード	愛知県名古屋市中区熱田区四番二丁目14番25号	山中恭弘
カネ美食品株式会社	愛知県名古屋市中区中坪町90番地	古田克美
日本ハム株式会社	大阪府大阪市中央区南本町3丁目6番14号	小林浩
株式会社三崎屋	桑名市大字矢田98番地の36	三崎武裕
有限会社早川	四日市市久保田1丁目3番25号	早川誠
株式会社スイートガーデン	京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地1	小池和則
株式会社花仁	四日市市山崎町1128番地32	谷崎恵美子
株式会社ベグセゾンド	愛知県名古屋市中村区井深町10番28号	香取秀宣

3 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成18年2月21日
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成20年8月20日

4 変更する理由

設置者の代表者変更及び小売業者の変更のため

5 届出の日

平成20年8月20日

6 届出等の縦覧場所

三重県農水商工部商工振興室

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成20年8月29日から平成21年1月5日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第535号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出に対して同法第8条第2項の規定により意見を有する者から提出された意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成20年8月29日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）スポーツデポ・ゴルフ5名張店
名張市瀬古口字西125番1他

2 意見を有する者から述べられた意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

国道165号は名張市の主要道路であり、来店時、夏見方面からの車は、瀬古口交差点を右折してから東側出入口より進入できる状態であるにもかかわらず、交差点を直進し南側出入口に右折進入経路とすることは、渋滞や事故を増加させると考えられる。また、退店時も、東側出入口より退店できるにもかかわらず、南側から国道165号へ直接退店経路とすることは、国道の車の流れを止めることとなり、渋滞や事故を増加させると考えられることから、南側出入口の設置をなくしていただきたい。

名張川沿いの名張曾爾線は、歩道がない中で周辺住民の自転車及び歩行者が通行されているが、今回の計画では自動車の来店及び退店経路に名張曾爾線も指定しているため、安売り等繁忙日による混雑が予想される場合には、国道165号側だけでなく、名張曾爾線側にもガードマンを配置し、安全に配慮していただきたい。

(2) 騒音の発生に係る事項

駐車場からの騒音及び排気ガスを低減させるため、アイドリングストップについては効果があるよう十分配慮すること。

(3) 廃棄物に係る事項

廃棄物は可能な限り減量及び資源化すること。また、敷地内へ不法投棄されないよう十分管理すること。

(4) その他の事項

名張市の主要道路である国道 165 号に面し、店舗はもちろん広大な駐車場を有しており、青少年の非行の発生しやすい場所でもあるので、経営者側の万全の保安体制をお願いしたい。

3 意見の縦覧場所

三重県農水商工部商工振興室

4 意見の縦覧の期間及び時間

平成 20 年 8 月 29 日から同年 9 月 29 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 536 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、松阪市及び大台町において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します。

平成 20 年 8 月 29 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

実 施 の 期 日	実 施 の 場 所
平成 20 年 10 月 1 日 午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	大台町役場本庁
平成 20 年 10 月 2 日 午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	グリーンプラザおおだい
平成 20 年 10 月 3 日 午前 10 時 30 分から 午前 11 時 30 分まで	大台町健康ふれあい会館
平成 20 年 10 月 3 日 午後 1 時から	大台町電気式はかり所在場所
平成 20 年 10 月 6 日 午前 11 時 30 分から 正午まで	大杉谷地域総合センター
平成 20 年 10 月 6 日 午後 1 時から	大台町電気式はかり所在場所
平成 20 年 10 月 7 日 午前 10 時 30 分から 正午まで	宮川林業総合センター
平成 20 年 10 月 7 日 午後 1 時から	大台町電気式はかり所在場所
平成 20 年 10 月 9 日 午前 10 時から 午後 3 時まで	松阪市役所
平成 20 年 10 月 10 日 午前 10 時から 午後 3 時まで	松阪市役所
平成 20 年 10 月 14 日	松阪市電気式はかり所在場所
平成 20 年 10 月 15 日	松阪市電気式はかり所在場所
平成 20 年 10 月 16 日 午前 9 時から 正午まで	中央卸売市場（管理事務所）
平成 20 年 10 月 16 日 午後 1 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	一志東部農協旧米ノ庄支店
平成 20 年 10 月 17 日 午前 9 時 30 分から 午前 11 時まで	松阪市三雲地域振興局
平成 20 年 10 月 17 日 午後 1 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	松浦武四郎記念館
平成 20 年 10 月 20 日 午前 10 時から 午前 11 時 30 分まで	一志東部農協共済部

平成 20 年 10 月 20 日	午後 1 時から 午後 3 時まで	松阪市嬉野地域振興局
平成 20 年 10 月 21 日	午前 10 時から 午前 11 時 30 分まで	中郷公民館
平成 20 年 10 月 21 日	午後 1 時から 午後 2 時まで	宇気郷公民館
平成 20 年 10 月 22 日	午前 10 時から 午前 11 時 30 分まで	一志東部農協嬉野営農センター
平成 20 年 10 月 22 日	午後 1 時から 午後 3 時まで	一志東部農協中川支店
平成 20 年 10 月 23 日		松阪市電気式はかり所在場所
平成 20 年 10 月 24 日		松阪市電気式はかり所在場所
平成 20 年 10 月 27 日	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	松阪市飯高地域振興局
平成 20 年 10 月 28 日	午前 9 時 30 分から 正午まで	松阪市飯高総合開発センター
平成 20 年 10 月 28 日	午後 1 時から 午後 2 時まで	松阪市飯高保健センター
平成 20 年 10 月 28 日	午後 2 時 30 分から 午後 3 時まで	松阪市飯高林業総合センター
平成 20 年 10 月 29 日	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	飯南産業文化センター
平成 20 年 10 月 30 日	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	飯南コミュニティセンター

三重県告示第 537 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部維持管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 20 年 8 月 29 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

第1

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 421号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
桑名市大字上野字庄右エ門新田 956 番 7 地先から 桑名市大字星川字宇賀 957 番 4 地先まで	旧	8.00～41.00	3,662.10
	新	22.00～205.00	3,973.30

第2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 星川西別所線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
桑名市大字星川字宇賀 957 番 4 地先から 桑名市大字西別所字新山畑 1985 番 2 地先まで	旧	22.00～117.00	2,782.90
	新	8.00～96.50	4,725.80

第3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松阪第2環状線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市上川町字岩穴口 7 番 4 から 松阪市上川町字岩穴口 3 番 1 まで	旧	8.20～12.70	40.00
	新	7.40～8.70	40.00

三重県告示第 538 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部維持管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 20 年 8 月 29 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 大杉谷海山線	北牟婁郡紀北町海山区河内字大河内山 604 番 36 地内	平成 20 年 8 月 29 日

三重県告示第 539 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部維持管理室、四日市建設事務所及び四日市市役所に備え置いて、告示の日から 30 日間縦覧に供します。

平成 20 年 8 月 29 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
山城南地区急傾斜地崩壊危険区域（追加）
- 2 区域の所在地
四日市市山城町字西大谷、字東山及び字南屋敷
- 3 区域の土地の表示
四日市市山城町字西大谷 773 番の一部、776 番 2 の一部、776 番 5 の一部、784 番 1、786 番、787 番の一部、787 番 1、787 番 3 及び 787 番 4 並びに字東山 944 番の一部並びに字南屋敷 981 番 5 の一部の土地並びにこれらに介在する公有地

議 会 訓 令

三重県議会訓令第 5 号

三重県議会事務局

三重県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成 20 年 8 月 29 日

三重県議会議長 萩 野 虔 一

三重県議会事務局規程の一部を改正する訓令

三重県議会事務局規程（昭和 39 年三重県議会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 4 号中「報酬」を「議員報酬」に改める。

別表第 1 30 年の項中第 4 号を削り、第 5 号から第 13 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表 5 年の項中第 11 号を第 12 号とし、第 10 号の次に次の一号を加える。

- (11) 代表者会議に関する文書

附 則

この訓令は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

三重県議会訓令第 6 号

三重県議会事務局

三重県政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成 20 年 8 月 29 日

三重県議会議長 萩 野 虔 一

三重県政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

三重県政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成 19 年三重県議会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

附 則

この訓令は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活・文化部男女共同参画・NPO室に備え置いて、平成 20 年 10 月 19 日まで縦覧に供します。

平成 20 年 8 月 29 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成 20 年 8 月 19 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人夢工房

(2) 代表者の氏名

松本 織恵

(3) 主たる事務所の所在地

桑名市新築町 67 番地 1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、身体に障害がある人は勿論、様々な障害を持つ人達に対して、自立のための事業を行い、より豊かな生活を営むことができるように、併せて地域の子供達が高齢者の方々とのふれあいを通じて、優しさといわりの心の育つ豊かな地域生活をおくることができ、皆が支えあって暮らせる街づくりに寄与することを目的とします。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

平成 20 年 8 月 29 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

八王子土地改良区（四日市市八王子町 260 番地の 1）

退任監事

四日市市八王子町 323-2

谷 口 久 司

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任

の届出がありました。

平成 20 年 8 月 29 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

上条土地改良区（四日市市西村町 5142 番地）

退任理事

四日市市西村町 3783-1

〃 〃 3564

〃 〃 3258-2

〃 〃 3898-2

〃 〃 3789

〃 〃 3558-1

伊 藤 清 隆

増 田 倉 一

市 川 安 之

市 川 広 隆

伊 藤 涉

柴 田 明 郎

退任監事

四日市市西村町 3571

〃 〃 3790

伊 藤 輝 夫

増 田 九 郎

就任理事

四日市市西村町 3783-1

〃 〃 3564

〃 〃 3258-2

〃 〃 3898-2

〃 〃 3789

〃 〃 3558-1

伊 藤 清 隆

増 田 倉 一

市 川 安 之

市 川 広 隆

伊 藤 悟

柴 田 明 郎

就任監事

四日市市西村町 3571

〃 〃 3860

伊 藤 輝 夫

伊 藤 照 道

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県企業庁長から通知がありました。

平成 20 年 8 月 29 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 作業種類
公共測量（固定資産現況調査）
- 2 作業期間
平成 20 年 8 月 25 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域
多気郡大台町東部地域

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 20 年 8 月 29 日

三重県知事 野 呂 昭 彦

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 20 年 8 月 1 日	伊賀市西湯舟字大門 3549 ほか 14 筆 第 2 期	伊賀市西湯舟字大門 3609 農事組合法人伊賀の里モクモク手づくりファーム 代表理事 木 村 修 伊賀市西湯舟字大門 3609 有限会社農業法人モクモク 代表取締役 木 村 修
平成 20 年 8 月 1 日	松阪市曾原町字南二ノ割 2506	松阪市井村町 277-1 西 出 清

平成 20 年 8 月 5 日	桑名市大字芳ヶ崎字堂ヶ峰 1546-53	愛知県名古屋市区大高町字中川 51-2 株式会社ユーシンテクノ 代表取締役 平 松 育 夫
平成 20 年 8 月 5 日	桑名市長島町源部外面字山ノ割 396 ほか 1 筆	桑名市長島町押付 536-5 グレイスタウンM I W A B 棟 210 号 渡 邊 政 彦 桑名市長島町押付 536-5 グレイスタウンM I W A B 棟 210 号 渡 邊 容 子
平成 20 年 8 月 6 日	伊勢市上地町字湯田野南 5112	伊勢市上地町 3872 藤 井 政 秋
平成 20 年 8 月 6 日	桑名市多度町上之郷字上之郷 2142 の一部	岐阜県大垣市長松町 777-3 伊 藤 悠 喜
平成 20 年 8 月 6 日	桑名市大字志知字敷田 3137-2	桑名市大字東方 1109 番 1 佐 藤 芳 孝
平成 20 年 8 月 6 日	松阪市甚目町字南浦 610 ほか 1 筆	松阪市高町 201-2 株式会社モリハウス建設 代表取締役 田 畑 守 則
平成 20 年 8 月 7 日	熊野市有馬町字前田 3752-3 ほか 24 筆	桑名市東鍋屋町 13 株式会社キング観光 代表取締役 権 田 盛 秀
平成 20 年 8 月 7 日	松阪市大黒田町字水走 1008-1 ほか	松阪市駅部田町 451 株式会社セゾン 代表取締役 小 島 順 子
平成 20 年 8 月 11 日	伊勢市小俣町元町 215 ほか 3 筆	伊勢市村松町 1352-3 有限会社輝報企画 代表取締役 田 中 秋 彦
平成 20 年 8 月 11 日	伊勢市大湊町字禿松南新田 1234-1 ほか 6 筆	伊勢市曾祢 1 丁目 10-10 井 坂 喜 基
平成 20 年 8 月 12 日	多気郡明和町大字大淀字駒至 2230-1 ほか 1 筆ほか	松阪市山室町 2358-11 アイリス南郊株式会社 代表取締役 辻 村 攻
平成 20 年 8 月 12 日	松阪市立野町字下徳田 178-1 ほか 1 筆	伊勢市東大淀町 3709 大 橋 清
平成 20 年 8 月 12 日	亀山市川合町字内戸 1116-3 ほか 5 筆	鈴鹿市岸岡町 6-8 ウエストホーム株式会社 代表取締役 西 口 信 夫
平成 20 年 8 月 12 日	三重郡朝日町大字柿字山田 2028 ほか 6 筆	東京都練馬区石神井町 2 丁目 26-11 一建設株式会社 代表取締役 小 泉 公 善
平成 20 年 8 月 15 日	三重郡川越町大字亀尾新田字保辺割 148 ほか 1 筆	鈴鹿市阿古曾町 8-18 ハウスセンターオカベ株式会社 代表取締役 岡 部 勇
平成 20 年 8 月 15 日	三重郡川越町大字当新田字下之割 332	三重郡川越町大字亀尾新田 178 飯 田 太 一
平成 20 年 8 月 15 日	三重郡川越町大字南福崎字宮中 406-2 ほか 1 筆	三重郡川越町大字豊田一色 280 川越町長 山 田 信 博
平成 20 年 8 月 15 日	三重郡菰野町大字川北字新明 2896-1	三重郡菰野町大字川北 2881 樋 口 稜 輔
平成 20 年 8 月 15 日	三重郡川越町大字北福崎字道下 383-4	四日市市大矢知新町 4-5 館 正 之

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 11 年三重県病院事業庁管理規程第 15 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 20 年 8 月 29 日

三重県病院事業庁長 田 中 正 道

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量
三重県立こころの医療センターで使用する電気（予定使用量）2,291,000 kWh
 - (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能等に関し、三重県病院事業庁長が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 供給期間
平成21年1月1日（木）午前0時から同年12月31日（木）午後12時まで
 - (4) 供給場所
三重県津市城山1丁目12番1号
三重県立こころの医療センター
 - (5) 業種及び用途
病院
 - (6) 供給計画等
入札説明書（仕様書）に示すとおりです。
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
 - (1) 競争入札参加資格
当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (2) 落札資格
 - ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - エ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項により経済産業大臣の許可を受けている一般電気事業者又は同法第16条の2第1項により経済産業大臣に届出を行っている特定規模電気事業者であること。
 - オ 特定規模電気事業者にあつては、電気の供給実績があること。
 - カ 当該一般電気事業者及び特定規模電気事業者の発電に際しての平成18年度の二酸化炭素排出係数（全電源平均値）が0.555 kg CO₂/kWhを下回ること。
- 3 入札者に求められる義務
入札に参加を希望する者は、(1)及び(2)に掲げる証明書等を平成20年9月26日（金）午後5時までに4の(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあつては、入札実施後に(3)から(7)までの書類を提出してください。
なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
 - (1) 三重県病院事業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書
 - (2) 次に掲げるいずれかの書類
 - ア 法人にあつては、法務局発行の「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」又は「代表者事項証明書」の写し
 - イ 個人にあつては、申請者の本籍地市区町村長発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の「登記されていないことの証明書」の写し
 - (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
 - (4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
 - (5) 一般事業者の許可を受けていることを証明する書類の写し又は特定規模電気事業者の届け出を行っていることを証明する書類の写し
 - (6) 特定規模電気事業者にあつては、電気の供給実績を証明する書類
 - (7) 当該一般電気事業者及び特定規模電気事業者の発電に際しての平成18年度の二酸化炭素排出係数（全電源平均値）が0.555 kg CO₂/kWhを下回ることを証明する書類
- 4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県病院事業庁県立病院経営室戦略経営グループ 担当 野呂
電話 059-224-2350 ファクシミリ 059-224-2349

(2) 契約条項を示す場所

(1)と同じです。

(3) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)の場所で、平成20年8月29日(金)から同年9月26日(金)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時まで配布します。

(4) 入札参加資格確認結果の通知

平成20年10月3日(金)までに通知します。

(5) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成20年10月10日(金)午後2時10分

場所 三重県津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎 6階 三重県病院事業庁会議室

ただし、郵送による入札については、平成20年10月9日(木)午後5時までに、(1)の場所へ書留郵便で必着としてください。

(6) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (5)と同じです。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行ってください。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出してください。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含めた金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県病院事業庁会計規程(平成19年三重県病院事業庁管理規程第2号。以下「規程」といいます。)第127条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規程第135条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第135条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県病院事業庁長が判断した入札者であって、規程第125条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規程第131条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 入札の中止
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。
- (4) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

6 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :
Electricity (approx. 2, 291, 000kWh) to be used in the main buildings of the Mie Prefectural Mental Medical Centerthe
- (2) Supply period:
From 0:00 A.M. on Thursday, January, 1, 2009 through 12:00 P.M. on Thursday, December, 31, 2009
- (3) Supply place:
Main buildings of the Mie Prefectural General Medical Center
- (4) Date and Time for the Open Bidding :
The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:10 P.M. on Friday, October, 10, 2008.
Bids submitted by registered mail must be received by 5:00 P.M. on Thursday, October, 9, 2008.
- (5) Managing Authority :
Prefecutural Hospital Management Division, Mie Prefectural Hospital Agency
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL: 059-224-2350

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 11 年三重県病院事業庁管理規程第 15 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 20 年 8 月 29 日

三重県病院事業庁長 田 中 正 道

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
三重県立総合医療センターで使用する電気（予定使用量）7, 772, 000 k W h
- (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能等に関し、三重県病院事業庁長が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 供給期間
平成 21 年 1 月 1 日（木）午前 0 時から同年 12 月 31 日（木）午後 12 時まで
- (4) 供給場所
三重県四日市市日永 5450-132
三重県立総合医療センター
- (5) 業種及び用途
病院
- (6) 供給計画等
入札説明書（仕様書）に示すとおりです。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 落札資格
 - ア 三重県から入札参加資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - エ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 3 条第 1 項により経済産業大臣の許可を受けている一般電気事

業者又は同法第 16 条の 2 第 1 項により経済産業大臣に届出を行っている特定規模電気事業者であること。
オ 特定規模電気事業者にあつては、電気の供給実績があること。

カ 当該一般電気事業者及び特定規模電気事業者の発電に際しての平成 18 年度の二酸化炭素排出係数(全電源平均値)が $0.555 \text{ k g CO}_2 / \text{ k W h}$ を下回ること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、(1)及び(2)に掲げる証明書等を平成 20 年 9 月 26 日(金)午後 5 時までに 4 の(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあつては、入札実施後に(3)から(7)までの書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県病院事業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 3 条第 1 項に定める申請書

(2) 次に掲げるいずれかの書類

ア 法人にあつては、法務局発行の「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」又は「代表者事項証明書」の写し

イ 個人にあつては、申請者の本籍地市区町村長発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の「登記されていないことの証明書」の写し

(3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その 3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し

(4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し

(5) 一般事業者の許可を受けていることを証明する書類の写し又は特定規模電気事業者の届け出を行っていることを証明する書類の写し

(6) 特定規模電気事業者にあつては、電気の供給実績を証明する書類

(7) 当該一般電気事業者及び特定規模電気事業者の発電に際しての平成 18 年度の二酸化炭素排出係数(全電源平均値)が $0.555 \text{ k g CO}_2 / \text{ k W h}$ を下回ることを証明する書類

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県病院事業庁県立病院経営室戦略経営グループ 担当 野呂

電話 059-224-2350 ファクシミリ 059-224-2349

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)の場所で、平成 20 年 8 月 29 日(金)から同年 9 月 26 日(金)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第 2 号)第 1 条に規定する休日を除きます。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで配布します。

(4) 入札参加資格確認結果の通知

平成 20 年 10 月 3 日(金)までに通知します。

(5) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成 20 年 10 月 10 日(金)午後 2 時

場所 三重県津市栄町 1 丁目 954 番地 三重県栄町庁舎 6 階 三重県病院事業庁会議室

ただし、郵送による入札については、平成 20 年 10 月 9 日(木)午後 5 時までに、(1)の場所へ書留郵便で必着としてください。

(6) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (5)に同じです。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行ってください。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出してください。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含めた金額(当該金額に 1 円未満の端数があると

きは、その端数金額を切り捨てた金額)を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県病院事業庁会計規程(平成19年三重県病院事業庁管理規程第2号。以下「規程」といいます。)第127条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規程第135条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第135条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県病院事業庁長が判断した入札者であって、規程第125条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規程第131条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 入札の中止
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。
- (4) 詳細は、入札説明書(仕様書)によります。

6 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :
Electricity (approx. 7,772,000kWh) to be used in the main buildings of the Mie Prefectural General Medical Center
- (2) Supply period:
From 0:00 A.M. on Thursday, January, 1, 2009 through 12:00 P.M. on Thursday, December, 31, 2009
- (3) Supply place:
Main buildings of the Mie Prefectural General Medical Center
- (4) Date and Time for the Open Bidding :
The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:00 P.M. on Friday, October, 10, 2008.
Bids submitted by registered mail must be received by 5:00 P.M. on Thursday, October, 9, 2008.
- (5) Managing Authority :
Prefectural Hospital Management Division, Mie Prefectural Hospital Agency
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-2350

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成11年三重県病院事業庁管理規程第15号)第5条の規定により公告します。

平成20年8月29日

三重県病院事業庁長 田 中 正 道

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量
三重県立志摩病院で使用する電気（予定使用量）4,372,000 kWh
 - (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能等に関し、三重県病院事業庁長が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 供給期間
平成21年1月1日（木）午前0時から同年12月31日（木）午後12時まで
 - (4) 供給場所
三重県志摩市阿児町鶴方1257
三重県立志摩病院
 - (5) 業種及び用途
病院
 - (6) 供給計画等
入札説明書（仕様書）に示すとおりです。
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
 - (1) 競争入札参加資格
当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (2) 落札資格
 - ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - エ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項により経済産業大臣の許可を受けている一般電気事業者又は同法第16条の2第1項により経済産業大臣に届出を行っている特定規模電気事業者であること。
 - オ 特定規模電気事業者にあつては、電気の供給実績があること。
 - カ 当該一般電気事業者及び特定規模電気事業者の発電に際しての平成18年度の二酸化炭素排出係数（全電源平均値）が0.555kg CO₂/kWhを下回ること。
- 3 入札者に求められる義務
入札に参加を希望する者は、(1)及び(2)に掲げる証明書等を平成20年9月26日（金）午後5時までに4の(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあつては、入札実施後に(3)から(7)までの書類を提出してください。
なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
 - (1) 三重県病院事業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書
 - (2) 次に掲げるいずれかの書類
 - ア 法人にあつては、法務局発行の「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」又は「代表者事項証明書」の写し
 - イ 個人にあつては、申請者の本籍地市区町村長発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の「登記されていないことの証明書」の写し
 - (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
 - (4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
 - (5) 一般事業者の許可を受けていることを証明する書類の写し又は特定規模電気事業者の届け出を行っていることを証明する書類の写し
 - (6) 特定規模電気事業者にあつては、電気の供給実績を証明する書類
 - (7) 当該一般電気事業者及び特定規模電気事業者の発電に際しての平成18年度の二酸化炭素排出係数（全電源平均値）が0.555kg CO₂/kWhを下回ることを証明する書類
- 4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県病院事業庁県立病院経営室戦略経営グループ 担当 野呂
電話 059-224-2350 ファクシミリ 059-224-2349

(2) 契約条項を示す場所

(1)と同じです。

(3) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)の場所で、平成20年8月29日(金)から同年9月26日(金)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時まで配布します。

(4) 入札参加資格確認結果の通知

平成20年10月3日(金)までに通知します。

(5) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成20年10月10日(金)午後2時30分

場所 三重県津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎 6階 三重県病院事業庁会議室

ただし、郵送による入札については、平成20年10月9日(木)午後5時までに、(1)の場所へ書留郵便で必着としてください。

(6) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (5)と同じです。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行ってください。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出してください。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含めた金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県病院事業庁会計規程(平成19年三重県病院事業庁管理規程第2号。以下「規程」といいます。)第127条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規程第135条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第135条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県病院事業庁長が判断した入札者であって、規程第125条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規程第131条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 契約書作成の要否
要

- (3) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

- (4) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

6 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Electricity (approx. 4,372,000kWh) to be used in the main buildings of the Mie Prefectural Shima Hospital

- (2) Supply period:

From 0:00 A.M. on Thursday, January, 1, 2009 through 12:00 P.M. on Thursday, December, 31, 2009

- (3) Supply place:

Main buildings of the Mie Prefectural General Medical Center

- (4) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Friday, October, 10, 2008.

Bids submitted by registered mail must be received by 5:00 P.M. on Thursday, October, 9, 2008.

- (5) Managing Authority :

Prefectural Hospital Management Division, Mie Prefectural Hospital Agency

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2350

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書室
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.jp/>
